

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部建築課 No.093

処 分 名	優良住宅の認定
処 分 の 概 要	優良住宅の認定を受けようとする者は、優良住宅新築認定申請書に、春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則第2条に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則（平成17年規則第164号）第2条
審 査 基 準	<p>優良住宅の認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新築住宅の敷地の用に供された一団の宅地の面積計算書</li> <li>(2) 一団の宅地に係る土地の登記事項証明書</li> <li>(3) 一団の宅地の付近見取図</li> <li>(4) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証又は、その写し（同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。）</li> <li>(5) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証又はその写し（法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）</li> <li>(6) 申請者の宅地建物取引業法による資格、設計者及び工事監理者の建築士法による資格並びに工事施工者の建設業法による資格に関する申告書</li> <li>(7) 床面積計算書</li> <li>(8) 各階平面図</li> <li>(9) 台所、水洗便所、洗面設備、浴室並びに収納設備に関する説明書及び図面</li> <li>(10) 配置図</li> <li>(11) 敷地面積計算書</li> <li>(12) 請負契約書その他の書類又はその写し</li> <li>(13) 建築費計算書</li> </ol>
標準処理期間	7日～10日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定規則

(優良住宅新築認定申請の手続)

- 第2条 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号口、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号口又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号口の規定による認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に優良住宅新築認定申請書を市長に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請は、住宅の新築工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合に限り、工事完了前においても行うことができる。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の面積計算書
  - (2) 一団の宅地に係る土地の登記事項証明書
  - (3) 一団の宅地の付近見取図
  - (4) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証又はその写し(同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。)
  - (5) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証又はその写し(法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定による認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあっては、この限りでない。)
  - (6) 申請者の宅地建物取引業法による資格、設計者及び工事監理者の建築士法による資格並びに工事施工者の建設業法による資格に関する申告書
  - (7) 床面積計算書
  - (8) 各階平面図
  - (9) 台所、水洗便所、洗面設備、浴室並びに収納設備に関する説明書及び図面
  - (10) 配置図
  - (11) 敷地面積計算書
  - (12) 請負契約書その他の書類又はその写し
  - (13) 建築費計算書
  - (14) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項第3号に規定する付近見取図は、方位、道路、目標となる地物、一団の宅地の面積計算に必要な事項、各敷地の区分及び家屋の位置を記載した図面でなければならない。
- 4 第2項第7号に規定する床面積計算書は、各戸及び各階ごとに、居住の用に供する部分と居住の用に供する部分以外の部分との別、

専有部分と共用部分との別、住宅部分と非住宅部分との別、延床面積、各階ごとの床面積、共用部分が家屋の延床面積に占める比率その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項を記載したものでなければならない。

5 第2項第8号に規定する各階平面図は、縮尺100分の1とし、方位、間取り、各室の用途、壁の位置及び種類、台所等の設備並びに床面積計算書に必要な事項を記載した図面でなければならない。

6 第2項第10号に規定する配置図は、縮尺100分の1とし、方位、敷地の境界線、敷地内における家屋及び附属家屋の位置並びに敷地面積計算書に必要な事項を記載した図面でなければならない。

7 第2項第12号に規定する請負契約書は、住宅の建設費の証明となるものでなければならない。

8 第2項第13号に規定する建築費計算書は、総建築費及びその細目（本体工事、特殊基礎工事及び各附属設備工事ごとに昭和54年建設省告示第768号第3の4に規定する建築費に含まれる費用と含まれない費用との区別に従って記載する。）、請負契約書その他の書類との関連に関する説明並びに3.3平方メートル当たりの建築費に関する事項を記載したものでなければならない。